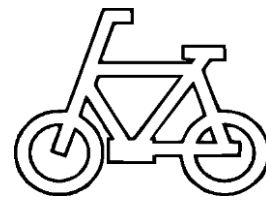


New!

令和5年4月1日改正道路交通法施行

全ての年齢 において

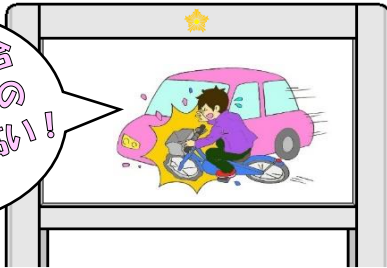
自転車乗車時の



ヘルメット着用

が **努力義務** となります！

未着用の場合
交通事故時の
致死率が高い！



自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう
努めなければなりません。

年齢に関係なく、乗車用ヘルメットをかぶりましょう！

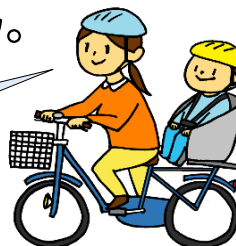


乗車用ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう！



自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させる
ときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶせるよう
努めなければなりません。

同乗する人にも、乗車用ヘルメットをかぶせましょう！



同乗する人の安全を守ってね！



児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は
幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に
乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなり
ません。

子供たちが自転車に乗る際は、乗車用ヘルメットをかぶっているか確認してください！



乗車用ヘルメットをかぶることは交通ルールだよ！

ヘルメットは自分の未来を守るため

令和5年4月から全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。



ルールを守る!

||
命を守る!

交通ルールを守ることが
事故のリスクを
減少させます

みんながヘルメットをかぶる未来へ

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔

